

広島県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中世羅三和線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町敷名字陰地一〇五六番一地从先から 三次市三和町敷名字陰地一〇三七番一地从先まで	新	旧	一・八〇〇 〇・〇〇〇	一八〇・〇〇	拡幅
	新	旧	三〇・〇〇〇 一・一〇〇〇	一八〇・〇〇	
三次市三和町敷名字陰地一〇二〇番一地从先から 三次市三和町敷名字陰地一七一八番一地从先まで	新	旧	一・一〇〇〇 二七・〇〇〇	三〇〇・〇〇	拡幅
	新	旧	七・〇〇〇 〇・八〇〇	三〇〇・〇〇	